

平成27年6月  
警察庁  
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、平成26年11月27日に公布された犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）の施行等に伴い、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）」について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (hanzaishueki@npa. go. jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント（犯罪収益）」と御記入いただくとともに、政令案・命令案のいずれに対する御意見かが明らかとなるよう御記載ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 パブリックコメント（犯罪収益）担当
	FAX	03-3504-1735 ※ 1枚目に「パブリックコメント（犯罪収益）」と御記入いただくとともに、政令案・命令案のいずれに対する御意見かが明らかとなるよう御記載ください。
意見提出期間	平成27年6月19日（金）から 平成27年7月18日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。

## 〈 凡 例 〉

改正法： 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）をいう。

新 法： 改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をいう。

旧 法： 改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律をいう。

整備令： 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案をいう。

新 令： 整備令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）をいう。

新規則： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（仮称）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）をいう。

旧規則： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（仮称）による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則をいう。

FATF： The Financial Action Task Forceの略。マネー・ローンダリング等への対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合。

F A T Fは、マネー・ローンダリング等への対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずべき措置を、「F A T F 勧告」として示している。

## 1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

## 2 根拠となる法令の条項

新法第4条第2項第3号及び第3項、第21条、第22条第10項並びに別表

## 3 改正の概要

### (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

ア 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引関係（新令第7条及び第9条関係）

(ア) 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引から、新法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下「犯罪収益移転危険度調査書」という。）に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除くこととする。

(イ) 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引として、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを追加することとする。

(ウ) 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の取引等を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引等が一回当たりの取引の金額等を減少させるために一の取引等を分割したものであることが一見して明らかなるものは、当該二以上の取引等を一の取引等とみなして、新令第7条第1項又は第9条第1項の規定を適用することとする。

イ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引関係（新令第12条関係）

新法第4条第2項第3号の政令で定める取引は、次に掲げる顧客等との間で行う特定取引とする。

(ア) 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

(イ) (ア)に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）

(ウ) 法人であって、(ア)又は(イ)に掲げる者が実質的支配者であるもの

ウ 既に取り時確認を行っている顧客等との取引関係（新令第13条関係）

疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定める取引については、既に取り時確認を行っている顧客等との取引であっても、新法第4条第1項の規定の適用は除外されないこととする。

エ 経過措置

ア(ウ)について、施行日前に行った取引については対象としないことを確認的に規定することとする。

オ その他

その他所要の改正を行うこととする。

(2) その他

改正法による条項番号の移動に伴い、関係政令について所要の改正を行うこととする。

**4 施行期日**

平成28年10月1日とする。

## 1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）

## 2 根拠となる法令の条項

新法第4条第1項（同条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第2項及び第4項、第6条第1項、第8条第2項、第9条、第11条第4号、第20条並びに第21条

新令第7条第1項、第9条第1項、第12条第3項第1号及び第3号並びに第13条第2項

## 3 改正の概要

### (1) 改正法の施行に伴う改正

#### ア 疑わしい取引の届出に関する判断の方法関係

##### (ア) 新法第8条第2項に規定する主務省令で定める項目（新規則第26条関係）

特定事業者が新法第8条第2項により顧客等との間で行う特定業務に係る取引に疑わしい点があるかどうかを確認するに当たって確認しなければならない項目は、次に掲げる項目とする。

- a 当該取引の態様と当該特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較
- b 当該取引の態様と当該特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較
- c 当該取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他当該特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

##### (イ) 新法第8条第2項に規定する主務省令で定める方法（新規則第27条関係）

新法第8条第2項により、特定事業者が顧客等との間で行う特定業務に係る取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法は、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれの方法とする。

- a 特定業務に係る取引（b及びcの取引を除く。）  
(ア)の項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
- b 既存顧客との間で行った特定業務に係る取引（cの取引を除く。）  
当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録等の情報を精査し、かつ、(ア)の項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
- c 特定業務に係る取引のうち、新法第4条第2項前段に規定するもの若しくは(2)アに掲げるもの又はこれら以外のもので犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの  
aの方法（既存顧客との間で行った取引にあつてはbの方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の必要な調査を行った上で、新法第11条第3号の規定により選任した者（以下「統括管理者」という。）又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

#### イ 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認関係

(ア) 外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法（新規則第28条関係）

新法第9条の特定事業者が外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法は、次のいずれかの方法とする。

- a 外国所在為替取引業者から申告を受ける方法
  - b 外国所在為替取引業者又は新法第22条第1項及び第2項に規定する行政庁に相当する外国の機関によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている当該外国所在為替取引業者に係る情報を閲覧して確認する方法
- (イ) 取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準（新規則第29条関係）  
新法第9条第1号の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準は、次のいずれかとする。

- a 外国所在為替取引業者が、取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、新法第15条から第18条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該国の機関の適切な監督を受けている状態にあること。
  - b 外国所在為替取引業者が、当該施設及び当該統括管理する者を当該国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、新法第15条から第18条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあること。
- ウ 取引時確認等を的確に行うための措置関係

新法第11条第4号の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

- (ア) 新法第2条第2項第42号に掲げる特定事業者以外の特定事業者が講ずべき措置（新規則第32条第1項関係）
- a 自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引等を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。
  - b 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
  - c 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。
  - d ア(イ)cの取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて統括管理者の承認を受けさせること。
  - e ア(イ)cの取引について、情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。
  - f 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。
  - g 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。
- (イ) 新法第2条第2項第1号から第38号までに掲げる特定事業者（国内に本店又は主たる営業所若しくは事業所を有するものに限る。）が講ずべき措置（新規則第32条第2項関係）

当該特定事業者が外国において新法第4条第1項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の2分の1を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所（以下「外国所在営業所」という。）を有する場合であって、当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかであるときにあっては、(ア)のほか、次に掲げる措置とする。

- a 外国会社及び外国所在営業所における犯罪による収益の移転防止に必要な注意を払うとともに、当該外国の法令に違反しない限りにおいて、外国会社及び外国所在営業所による取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保すること。
- b 当該外国において、取引時確認等の措置に準じた措置を講ずることが当該外国の法令により禁止されているため当該措置を講ずることができないときにあっては、その旨を行政庁に通知すること。

(ウ) 新法第2条第2項第1号から第15号まで及び第30号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）が講ずべき措置（新規則第32条第4項関係）

特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあっては、(ア)のほか、次に掲げる措置とする。

- a 外国所在為替取引業者における犯罪による収益の移転防止に係る体制整備の状況、外国所在為替取引業者の営業の実態及び外国の機関が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集すること。
- b aにより収集した情報に基づき、当該外国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制を評価すること。
- c 統括管理者又は統括管理者が指定する者の承認その他の契約の締結に係る審査の手順を定めた規程を作成すること。
- d 特定金融機関が行う取引時確認等の措置及び外国所在為替取引業者が行う取引時確認等相当措置の実施に係る責任に関する事項を文書その他の方法により明確にすること。

(2) 整備令の施行に伴う改正

ア 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引関係（新規則第5条関係）

新令第7条第1項及び第9条第1項の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引は、次に掲げる取引とする。

(ア) 疑わしい取引

(イ) 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

イ 外国政府等において重要な地位を占める者関係

(ア) 外国政府等において重要な地位を占める者の範囲（新規則第15条関係）

新令第12条第3項の外国の政府等において重要な地位を占める者は、外国において次に掲げる職にある者とする。

- a 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- b 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- c 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- d 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- e 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、

海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職  
f 中央銀行の役員

g 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(イ) 確認記録の記録事項（新規則第20条関係）

顧客等が新令第12条第3項各号に掲げるものであるときは、その旨及びその認められた理由について、確認記録として記録することとする。

ウ 既に取り引時確認を行っている顧客等との取引から除かれる取引関係（新規則第17条）

新令第13条第2項の取引は、当該特定事業者が、その顧客等が既に取り引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引並びにアの取引とする。

(3) その他FATF勧告に対応するための改正

ア 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法関係

(ア) 顧客等の本人特定事項の確認方法（新規則第6条関係）

新規則第7条第1号ハに掲げる健康保険証や年金手帳等の顔写真のない本人確認書類の提示を受けることにより顧客等の本人特定事項を確認する場合には、次に掲げるいずれかの追加的な確認措置を講ずることとする。

a 顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付すること。

b 新規則第7条第1号ハに掲げる他の本人確認書類若しくは同号ロ、ニ若しくはホに掲げる本人確認書類又は顧客等の現在の住居の記載がある納税証明書や公共料金の領収証書等（以下「補完書類」という。）の提示を受けること。

c 当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はそれらの写しの送付を受けて、確認記録に添付すること。

(イ) 本人確認書類（新規則第7条関係）

(ア)の改正に伴い、所要の改正を行うこととする。

イ 実質的支配者関係

(ア) 実質的支配者の範囲（新規則第11条関係）

新法第4条第1項第4号及び新令第12条第3項第3号の実質的支配者は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の者とする。

a 資本多数決法人のうち、その議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人があるもの  
当該自然人

b a以外の資本多数決法人のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの  
当該自然人

c 資本多数決法人以外の法人のうち、当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人又は出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認



められる自然人があるもの

当該自然人

d a から c までの自然人がいない法人

当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

(イ) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う実質的支配者の本人特定事項の確認の方法（新規則第14条関係）

厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う実質的支配者の本人特定事項の確認の方法は、顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

(ウ) 確認記録の記録事項（新規則第20条関係）

顧客等が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び実質的支配者と顧客等との関係並びにその確認を行った方法について、確認記録として記録することとする。

ウ 代表者等の本人特定事項の確認方法関係（新規則第12条）

代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由について、当該代表者等が当該顧客等が発行した身分証明書等を有していることを削除するとともに、当該代表者等が当該顧客等の役員として登記されていることについては、当該法人を代表する権限を有する役員として登記されている場合に限定することとする。

エ 疑わしい取引の届出様式関係（別記様式第1号から第5号まで関係）

イに伴う所要の改正を行うこととする。

オ その他所要の改正を行うこととする。

(4) その他の改正

ア 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引関係（新規則第4条関係）

(ア) 新規則第4条の簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、旧規則第4条各号に掲げる取引のほか、次に掲げる取引を規定することとする。

a 電気、ガス又は水道水（電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者、同条第4項に規定する簡易ガス事業者、同条第6項に規定するガス導管事業者若しくは同条第9項に規定する大口ガス事業者、水道法（昭和33年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。）の料金の支払に係るもの

b 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これに類するものの支払に係るもの

(イ) 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額等を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかなるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、新規則第4条第1項の規定を適用するものとする。

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行に伴い、署名用電子証明書を用いた本人特定事項の確認方法を規定することとする（新規則第6条関係）。

ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本人確認書類について、住民基本台帳カードを削除するとともに、新たに個人番号カードを規定することとする（新規則第7条関係）。

エ その他所要の改正を行うこととする。

(5) 経過措置

ア 住民基本台帳カードについての経過措置

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により交付された住民基本台帳カードについては、同法の規定によりその効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなすこととする。

イ 実質的支配者の本人特定事項についての経過措置

(ア) 特定事業者が、施行日前に取引時確認を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（これに準ずるものとしてa及びbに掲げるものを含む。(イ) aにおいて「施行日以後特定取引」という。）については、新法第4条第3項の規定にかかわらず、新法第4条第1項第4号に掲げる事項（実質的支配者の本人特定事項）の確認を行わなければならないこととする。

a 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引であって、当該他の特定事業者が既に施行日前に旧法の規定による確認を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの

b 当該特定事業者が合併、事業譲渡等により他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が、施行日前の取引の際に旧法の規定による確認を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引

(イ) 次に掲げる取引については、(ア)の規定は適用しないこととする。

a 施行日以後特定取引が、施行日前の取引に関連する取引（施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくものをいう。）である場合における当該特定取引

b 特定事業者が施行日以後に新法第4条第2項の規定による確認を行っている顧客等との間で行う特定取引

(ウ) 新規則第11条第2項に規定する実質的支配者に該当する者が、旧規則第10条第2項に規定する実質的支配者（特定事業者（(ア) a又はbの取引にあつては、これらに規定する他の特定事業者を含む。）が施行日前に本人特定事項の確認を行っている者に限る。）に該当する場合には、当該者について(ア)の規定による本人特定事項の確認を行うことを要しないこととする。

ウ 取引時確認の方法の特例に関する経過措置

施行日以後に新規則第13条第1項各号に掲げる方法のいずれかにより取引時確認を行う場合には、特定事業者（同項第1号又は第2号に掲げる方法を用いる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者を含む。）が新法第4条第1項各号に掲げる事項の全ての確認を既に行っているときを除き、追加的に必要な事項（新規則第11条第2項に規定する実質的支配者の本人特定事項等）の確認を行わなければならないこととする。

エ その他所要の経過措置を規定することとする。

4 施行期日

平成28年10月1日とする。ただし、3(4)イ及びウに係る部分は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号の規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。